

☆ 集団的自衛権の行使は戦争をする事です

― 憲法に違反する集団的自衛権行使容認に反対する ―

集団的自衛権の行使とは・・・

◆ 集団的自衛権の行使とは、自分の国が攻められていないのに、同盟国が攻撃されたら同盟国と一緒に戦う事です。

◆ 現憲法は第九条第一項で戦争放棄を謳い、第二項には「国の交戦権はこれを認めない」とあり、歴代の内閣は集団的自衛権の行使を認めませんでした。

憲法違反の集団的自衛権行使

◆ 集団的自衛権行使は交戦権を認めないとできません。憲法で「交戦権を認めない」と言っているのに、これを認めるとするのは明らかに憲法に反します。

◆ 内閣法制局（法の番人）が、集団的自衛権の行使は憲法違反だと一貫して判断し、歴代の内閣もその判断を認めてきたのを、安倍政権は、法制局長の首をすげ替えてもこれをひっくり変えそうとしています。

国と国民を危険にさらす集団的自衛権行使

◆ 我が国は、憲法九条のぎりぎりの解釈で、専守防衛のため自衛隊を持つてきました。自分の国が攻められていないのに戦争に出て行くことなど、全く想定していませんでした。

◆ 自衛隊が戦争に出て行ったなら、どうなるでしょうか？ 相手側から報復攻撃を受ける事になるでしょう。最も効果のある原発などが標的になるかも知れません。

憲法違反の戦争へ… それでいいですか？

◆ 安倍政権は、将来、憲法を変えて国防軍（＝軍隊）を持ち、戦争のできる国にしようとしています。

◆ それを待たず、いますぐ憲法解釈を変え閣議決定で戦争を出来るようにしようというのが集団的自衛権の行使なのです。

◆ 私たちは、そもそも戦争が出来るような憲法改正に強く反対です。まして憲法改正を先取りする集団的自衛権の行使にはもっと強く反対します。戦争とは、人を殺し人が殺されることです。皆さん、これを歓迎しますか？

二〇一三年九月八日（日） 第五五九回憲法を守る平和行進

★ 浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔憲法第九條〕

【第一條】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

【第二條】

前項の目的を達するため、陸海空その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。